



#### 退職による給付の裁定請求書の記入等留意事項

- (1) この請求書については受給権者自身が記入のうえ加入施設等が証明して提出すること。
- (2) 給付の種類欄は該当する番号を○で囲むこと。
- (3) 受取方法欄は、支払指図書（様式第7号又は様式第8号）に記載したものと同一の口座とすること。

また、受給権者が必ず受取できる金融機関等を受給権者自身が記入すること。

- (4) 請求者の住所・郵便番号は必ず受給権者のものを記入すること。退職給付金の受取書等の通知はその住所に届くので、施設団体事務局は受給権者が確実に受給できる住所であるか確認すること。
- (5) 請求者の住所・氏名の署名及び使用印は受給権者自身の署名・押印とすること。
- (6) 施行細則第13条又は第15条に掲げる書類が添付されているか、加入施設等が確認して県社協へ提出すること。